

# 令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱

(令和6年5月23日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、野菜等産地の所得向上と産地力の強化を図るため、おいらせ農業協同組合、営農集団（3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約があるものに限る。以下同じ。）、農業法人、認定農業者、認定新規就農者及びその他市長が認めるもの（以下「農協等」という。）が行う野菜等産地力強化支援事業に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとし、補助金の額は、予算の範囲内とする。

- (1) 機械購入費
- (2) 資材費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(申請書等)

第3条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の事業計画書（様式第2号）
- (2) 当該年度の収支予算書（様式第3号）
- (3) 前年度の事業実績書（様式第2号を準用）
- (4) 前年度の収支決算書（様式第3号を準用）
- (5) 見積り及びカタログ（3社）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第4条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知は、様式第

4号により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管しておくこと。

(計画変更の承認)

第6条 補助事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- (1) 事業主体、事業内容等の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第6号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、様式第7号により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第9条 補助金の交付の方法は、精算払とする。

(実績報告書等)

第10条 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式第8号により行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号を準用）
- (2) 収支決算書（様式第3号を準用）
- (3) 財産管理台帳（様式第9号）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号により通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人（以下「団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第11号により期限を定め、団体等に対してその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金交付申請書

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱第3条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 団体の目的及び組織（個人の場合は省略可）
- 2 団体の構成及び役員名（個人の場合は省略可）
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- 5 添付書類
  - （1） 当該年度の事業計画書
  - （2） 当該年度の収支予算書
  - （3） 前年度の事業実績書
  - （4） 前年度の収支決算書
  - （5） 見積り及びカタログ（3社）
  - （6） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条、第10条関係）

事業計画（実績）書

月日	事業名	事業内容

様式第3号（第3条、第10条関係）

収支予算（決算）書

収 入

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	説 明
計			

支 出

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	説 明
計			

様式第4号（第4条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので三沢市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け、三沢市指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた三沢市野菜等産地力強化支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容



様式第6号（第6条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業  
変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、承認（不承認）と  
することに決定したので令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金  
交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

（不承認の理由）

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

印

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金請求書

請 求 金 額 金 円

ただし、年 月 日付け、三農水発第 号で確定通知がありました補助金として上記のとおり請求します。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、三沢市指令第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた三沢市野菜等産地力強化支援事業が完了したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 財産管理台帳
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

# 財産管理台帳

市町村名： \_\_\_\_\_

地区名	地区	事業実施年度	年度	事業名 三沢市野菜等産地力強化支援事業			事業種目名		
事業の内容						経費の負担区分			
事業実施主体名	名称	規格、 数量等	施工箇所 (設置場所)	取得 年月日	事業量	事業費	負担区分		
							県費	市町村費	その他
						円	円	円	円

処分制限期間		処分の状況		工期		備考
耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の内容	着工 年月日	竣工 年月日	
年	年月日	年月日		年月日	年月日	

- (注) 1 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。  
2 「処分の内容」の欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。  
3 「備考」の欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権者等の名称又は補助金返還額を記入すること。  
4 この様式により難い場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第10号（第11条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金については、下記のとおり額を確定しましたので、三沢市補助金等の交付に関する規則第10条の規定により通知します。

記

(単位：円)

交付決定 補助金額	確 定 補助金額 (A)	交 付 済 補助金額 (B)	未 交 付 額 (A) - (B)	備 考

様式第11号（第13条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号で通知をした補助金（交付決定・確定）については、令和6年度三沢市野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により当該交付決定の全部（一部）を取り消し、同要綱第13条の規定により補助金の返還を命ずる。

記

1 補助金返還額 \_\_\_\_\_円

補助金決定額（交付決定・確定）	円
補助金交付取消決定額	円

2 取消しの理由

3 補助金の返還期限 年 月 日